

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和 5 年 3 月 2 2 日（水） 午後 2 時 0 0 分開会
午後 4 時 3 0 分閉会

開催場所 摂津市役所 本館 3 階 3 0 1 会議室

付議事件

議案番号	件 名	審議結果
5	摂津市教育委員会表彰対象者選定の件	承認
6	摂津市教育委員会産業医委嘱の件	承認
7	摂津市教育センター教育相談専門員委嘱の件	承認
8	摂津市立第三中学校学校運営協議会委員の委嘱の件	承認
9	摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則等の一部を改正する規則制定の件	承認
1 0	個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則制定の件	承認
1 1	摂津市青少年指導員設置規則制定の件	承認
1 2	摂津市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程制定の件	承認
1 3	令和 5 年度摂津市教育推進プラン策定の件	承認
1 4	令和 4 年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表を定める件	承認
1 5	令和 4 年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件	承認
1 6	令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表を定める件	承認

報告事項

番号	件 名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	摂津市立小中学校通学区域等審議会からの答申について

3	令和4年度2月までの問題行動等報告について
4	令和4年度2月までの問題行動等報告具体的事案について
5	各課事業日程報告について

教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	箸尾谷知也 福 元 実 大 矢 優 子 坂 井 知 子 藤 村 裕 爾	教 育 総 務 部 長 教 育 政 策 課 長 教育総務部参事 兼学校教育課長 学校教育課参事 (教育指導担当) 学校教育課参事 (教職員人事担当) 教 育 支 援 課 長 生 涯 学 習 課 長 学校教育課長代理 教育支援課長代理 生涯学習課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員	小 林 寿 弘 松 田 紀 子 河 平 浩 一 松 本 拓 三 田 中 大 介 武 田 進 介 中 尾 昌 志 羽 田 行 伸 小 原 理 乃 西 川 麻 野 井 上 智 之 今井悠加奈	次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 こども教育課参事 出産育児課長	大 橋 徹 之 石 原 幸 一 郎 古 賀 順 也 浅 田 明 典 中 川 資 子 坂 本 真 輔
--	---	--	--	--	--

教育長	ただいまから、令和５年第３回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は坂井委員です。よろしくお願いいたします。 本日は付議事件が１２件、報告事項が５件ございます。まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。 議案第５号、報告事項（４）につきましては、個人が特定される恐れがあるため、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。 従いまして、議案第６号から進み、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、報告事項（４）、議案第５号、と進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。 まず、議案第６号「摂津市教育委員会産業医委嘱の件」について教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第６号「摂津市教育委員会産業医委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第６号「摂津市教育委員会産業医委嘱の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第６号「摂津市教育委員会産業医委嘱の件」については承認いたします。 続きまして、議案第７号「摂津市教育センター教育相談専門員委

	嘱の件」について教育支援課から説明をお願いします。
教育支援課長	議案第7号「摂津市教育センター教育相談専門員委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。
	【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第7号「摂津市教育センター教育相談専門員委嘱の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第7号「摂津市教育センター教育相談専門員委嘱の件」については承認いたします。 続きまして、議案第8号「摂津市立第三中学校学校運営協議会委員の委嘱の件」について学校教育課から説明をお願いします。
教育総務部参事 兼学校教育課長	議案第8号「摂津市立第三中学校学校運営協議会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。
	【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	令和4年度から第三中学校で学校運営協議会が設置されたとのことですが、どのような協議がされたのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	学校行事や令和5年度の学校経営計画の内容についての協議が行われました。なお、年度途中に学校運営協議会を設置しましたので、開催回数は少ない状況ではありますが、令和5年度に向けて、保護者や地域住民等と連携した学校づくりのさらなる推進を図りたいと考えております。

大矢委員	令和５年度は何回開催される予定でしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	１０回の開催を予定しております。
大矢委員	おおよそ毎月の頻度で参集することになり、委員の負担が増えるのではないのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	これまで、学校協議会が年３回開催されていた点と比較すると回数が多くなりますが、国が示す「学校運営協議会」設置の手引きでは年間９回と例示されております。委員の負担にならない程度に必要な回数を開催していきたいと考えております。
教育長	第三中学校では、学校協議会と学校運営協議会が設置されています。それぞれ別の役割を担う協議会ですので、学校運営協議会のモデル校として位置付けている第三中学校には年間の活動報告を事務局に提出するよう指導をお願いします。 その他、何かご意見・ご質問等はございますか。ご質問等が無いようですので、議案第８号「摂津市立第三中学校学校運営協議会委員の委嘱の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第８号「摂津市立第三中学校学校運営協議会委員の委嘱の件」については承認いたします。 続きまして、議案第９号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」について教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第９号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。
	【以下、議案書等により説明】

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
坂井委員	令和５年度から定年の段階的引き上げが実施されるということですが、具体的にどのように引き上げられるのでしょうか。
教育政策課長	現在定年年齢が６０歳ですが、昭和３８年度生まれ以降の職員については、２年に１歳ずつ段階的に定年が引き上げられます。最終的には、令和１３年度から昭和４２年度生まれ以降の職員の定年年齢が６５歳となります。 また、６０歳を過ぎると「定年前再任用短時間勤務制度」として、定年前に退職した職員が短時間勤務できる制度や、「暫定再任用制度」として定年の段階的な引き上げ期間中に６５歳まで再任用職員として勤務できる制度がございます。
教育長	例えば６０歳はフルタイムで働いて、６１歳で定年前再任用短時間勤務を希望することは可能なのでしょうか。
学校教育課参事 (教職員人事担当)	６０歳に達した日以後は、フルタイムから定年前短時間勤務に変更することは可能でございます。
教育長	他にご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第９号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第９号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。 続きまして、議案第１０号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則制定の件」について教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第１０号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津

市教育委員会規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員 教育委員会としてどのような情報を保有しているのか公表する必要があるということは理解できました。個人情報の目的外利用や開示等についてはこれまで通りの方法で実施するという認識でよろしいでしょうか。

教育政策課長 おっしゃるとおりでございます。

教育長 議案書 35 ページの規則制定の理由にて、「個人情報の保護に関する法律施行令が改正され、『摂津市個人情報保護条例施行規則』及び『摂津市個人情報保護条例施行規則』が廃止され、新たに『摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例』及び『摂津市個人情報の保護に関する法律施行規則』が制定される。それに伴って教育委員会でも新たに規則を制定する。」とある一方で、規則制定のポイントにて、「摂津市個人情報保護条例の施行に関する摂津市教育委員会規則を廃止する。」と記載されています。

規則制定の理由とポイントの書き方に関連性がないように思うのですが、補足説明をお願いできますか。

教育政策課長 これまで教育委員会における個人情報保護に関する規則として、「摂津市個人情報保護条例の施行に関する摂津市教育委員会規則」があり、市規則の「摂津市個人情報保護条例施行規則」を準用してまいりました。

今回、個人情報保護に関する法律施行令の改正に伴い、「摂津市個人情報保護条例施行規則」が廃止となり、新たに「摂津市個人情報保護に関する法律施行細則」が制定されることから、教育委員会においても「摂津市個人情報保護条例の施行に関する摂津市教育委員会規則」を廃止し、新たに「個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則」を制定し、市の細則を準用するも

	のでございます。
教育長	学校における個人情報の保護は、何に基づいて行われているのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	これまでは「摂津市個人情報保護条例」及び「摂津市個人情報保護条例施行に関する摂津市教育委員会規則」を適応し対応して参りましたが、令和５年度以降は今回制定する「個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則」を準用する形で、別途要綱を制定する予定でございます。
教育長	現時点では、教育委員会は規則、学校は要綱と、それぞれ異なるルールで縛られるという認識でよろしいでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	おっしゃるとおりでございます。
大矢委員	今回の改正に伴って、学校での個人情報の取扱いについて保護者にお知らせする予定はあるのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	現時点では保護者にお知らせする予定はございませんが、周知の必要性について検討したいと考えております。
大矢委員	ある小学校でＰＴＡの名簿管理についてトラブルがあったと聞いたことがあるので、学校からＰＴＡに提供される個人情報の取扱いについてもきちんと取り決めていただけると幸いです。
教育長	他にご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第１０号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則制定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第１０号「個人情報の保護に関

	する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則制定の件」については承認いたします。 続きまして、議案第１１号「摂津市青少年指導員設置規則制定の件」について生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第１１号「摂津市青少年指導員設置規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
坂井委員	今回新たに教育委員会規則として定めるのはなぜでしょうか。
生涯学習課長	今回規則の新規制定に至った理由として、第１条にて「摂津市教育委員会に青少年指導員（以下「指導員」という。）を設置する。」と規定がある以上、市でなく教育委員会で定める必要があると法規担当課からの指摘を踏まえてでございます。
教育長	他にご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第１１号「摂津市青少年指導員設置規則制定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第１１号「摂津市青少年指導員設置規則制定の件」については承認いたします。 続きまして、議案第１２号「摂津市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程制定の件」について教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第１２号「摂津市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	議案書 93 ページの規程第 28 条には、情報システムにおける保有個人情報等の処理について、「一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。」と定められている一方で、第 31 条には「保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散して保管するために必要な措置を講ずるものとする。」と定められております。 速やかに消去する場合とバックアップを作成する場合と処理の方法の整合性がないように思うのですがいかがでしょうか。
教育政策課長	保有個人情報等の重要度に応じてバックアップを作成し、重要度が低いものは速やかに消去するものと認識しております。
教育長	学校における個人情報等の安全管理措置についてはどのように取扱いされるのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	「個人情報の保護に関する法律の施行に関する摂津市教育委員会規則」での取り扱いと同様に、「摂津市教育委員会保有個人情報等の安全管理措置に関する規程」を準用する形で、別途要綱を制定する予定でございます。
教育長	他にご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第 12 号「摂津市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程制定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第 12 号「摂津市教育委員会の保有個人情報等の安全管理措置に関する規程制定の件」については承認いたします。続きまして、議案第 13 号「令和 5 年度摂津市教

	育推進プラン策定の件」について教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第 1 3 号「令和 5 年度摂津市教育推進プラン策定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第 1 3 号「令和 5 年度摂津市教育推進プラン策定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第 1 3 号「令和 5 年度摂津市教育推進プラン策定の件」については承認いたします。 続きまして、議案第 1 4 号「令和 4 年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表を定める件」について学校教育課から説明をお願いします。
教育総務部参事 兼学校教育課長	議案第 1 4 号「令和 4 年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	生徒アンケート調査結果⑤「自ら課題を見つけて、家で勉強をしている。」という設問に対して、中学 1 年生時に当てはまると答えた生徒が 1 6. 9 % に対し、中学 2 年生時では 1 5. 6 % と減少した結果となりましたが、考えられる理由はどのようなものでしょうか。

教育総務部参事 兼学校教育課長	本市の課題として、児童生徒のスマートフォン等の視聴時間が全国平均を上回っているというデータもございますので、中2という時期にも関わらず、「自ら課題を見つけて家で勉強する」学習意欲が低い傾向にあるものと分析しております。 この結果もふまえ、学校とのヒアリングを行いながら家庭での学習意欲向上の取組を推進してまいりたいと考えております。
福元教育長職務代理者	調査結果「今後に向けて」の項目では、成績を上げている学年・教科の好事例のうち、市内全校で共有できる支援について4点の取組が記載されています。この好事例については、私自身は学校名や指導事例など具体的な説明があつて、共有されるものと認識していますが、ここに記載されている好事例の共有とはどのように行われるのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	例えば、本市では5教科のうち国語の点数が高い傾向にあります。国語については、教科部会の定期的な開催や学校間の授業見学を実施する等自主的な取組を他教科にも広められるよう、好事例が共有できるものと考えております。
福元教育長職務代理者	国語では教員の自主的な取組ができているとのことですが、それを全教科で広めてくださいと現場任せにしてみるとなかなか進まないと思います。 そこは教育委員会事務局が好事例の共有のための支援をする必要があると思うのですがいかがでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	教育委員会事務局では、学校訪問を通じて学力向上や授業改善について学校を指導しております。事務局が、「このようにしなさい」と指示に近い形で指導すればするほど、現場では受動的な動きとなってしまう、主体性が見られなくなる点が課題と感じております。我々が指導する部分と、学校側が主体的に取り組む事柄を我々がサポートする部分など、両者のバランスを考えて進めて行きたいと考えております。
福元教育長職務代理者	ほとんどの教科で対府平均を下回っているという結果を各学校の教員が課題意識を持たないと主体的な授業改善の取組は難しい

	と思います。 摂津市の学力課題を学校の教員の皆さんに明確にして示すことを教育委員会事務局にお願いしたいと思います。
坂井委員	数学と英語について、中学１年生時よりも２年生時に低下する傾向が５年間続いているようですが、その理由をどのように分析されていますか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	各学校を比較して学校別の成績を見てみると学校ごとに大きな差が見られる現状があります。学校によっては１年生時より２年生時の学習内容についていけない生徒や、授業を落ち着いて聞けない生徒の割合が増加するなど、いくつかの要因が考えられ、相対的に点数が下がっているものと思われます。
坂井委員	では、学校によっては２年生時になると成績が上がっている学校もあるのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	坂井委員のおっしゃるとおりで、市内の２つの学校において成績が上がった結果が見られます。
坂井委員	生徒アンケート調査結果の「主体的な家庭学習」において、「自ら学ぶ力を身につけられるような取組を摂津市全体で進めてまいります。」とありますが、具体的にどのように取り組んでいくのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	これまでも小中学校が連携した家庭学習週間の取組や、自主学習の取組はしていましたが、今後はさらにキャリア教育のように、子どもたちが今学んでいることと社会と将来の自分がどのようにつながっているのか、ということ子どもたち自身が認識し、今の自分に必要な課題は何かを学んでいけるよう、意識付けをする取組を行っていきたいと考えております。
教育長	令和元年度から、生徒アンケート項目に「自ら課題を見つけて、家で勉強している。」が入っているとのことですが、子ども自らが課題を見つけて勉強することがそれほど重要なものなのか疑問に

思います。むしろ全国学力学習状況調査のように週何時間家庭学習をしているか等で計る方が好ましいのではないかと個人的には思います。

自主性を身に付けていただきたいのはもちろんですが、中学生は家庭での学習時間を確保することが定着できるような取組を進めていただきたいと思います。

また、学力調査の結果について、0.01ポイントの差が果たして優位な差として捉えるべきなのでしょうか。グラフを見ると0.01の差がかなり開いているようにも見えますので、誤解を与えないようなグラフを作成していただくようお願いしたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。

ご質問等が無いようですので、議案第14号「令和4年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表を定める件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

異議なしとのことですので、議案第14号「令和4年度大阪府中学生学びチャレンジテストの結果の公表を定める件」については承認いたします。

続きまして、議案第15号「令和4年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件」について学校教育課から説明をお願いします。

教育総務部参事
兼学校教育課長

議案第15号「令和4年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

藤村委員

全国学力・学習状況調査では誤答分析が行われ、改善方策が出されていると思いますが、摂津市学力定着度調査においては、同様に分析や改善策の提案等はしているのでしょうか。

教育総務部参事 兼学校教育課長	本調査では全国学力・学習状況調査のような改善策の提案等はありません。
藤村委員	個人的には、間違った問題に対して、その児童がなぜそのように間違えてしまったのか、授業をどのように改善しようとしたのか。という視点をもって教員が分析する必要があると思います。 忙しいなか全教科全教員を対象とすることが難しいことは承知しておりますが、児童の学力向上や授業改善に役立つ取組を学校でどのように実施されているのかを調べるのも1つの方法であると思います。
教育総務部参事 兼学校教育課長	摂津市学力定着度調査の結果を受けて各学校でどのように取り組むか報告書の提出を求めておりました。しかしながら、報告書の作成に学校側の負担がかかっておりましたので、令和4年度から各学校で作成している学力向上の取組や改善策に関する資料の提出をもって各学校での取組状況の把握をしております。
藤村委員	以前教育委員会事務局が提出を求めていた報告書には、子どもが間違えた問題に対して、どのような指導を行ってきたか、そして今後どのように指導していくのか、といったことは記載されていたのでしょうか。
教育総務部参事 兼学校教育課長	指導に関する経緯と改善策について詳細に書かれている学校もありましたが、実際に学校の取組としてどのように反映されたのか結果については把握できておりません。
教育長	何度も同じことを申し上げていますが、1年生から6年生まで全児童対象に調査をするわけですから、学年全体の傾向だけではなく、児童一人ひとりの結果に基づいて経年の成績を確認できる個票を作成するなど児童や保護者にも分かりやすく示す必要があると思います。 学校が資料を作成するのではなく、事務局が分析して児童と保護者に配付できる個票を作成するソフトの導入等を検討していただきたいと思います。 他に何かご意見・ご質問等がございますか。

	ご質問等が無いようですので、議案第15号「令和4年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第15号「令和4年度摂津市学力定着度調査の結果の公表を定める件」については承認いたします。 続きまして、議案第16号「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表を定める件」について教育支援課から説明をお願いします。
教育支援課長	議案第16号「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	質問紙調査「③体育の授業は楽しいですか。」の設問に対し、「楽しくない」と回答した割合が全国・大阪府平均を上回っていますが、この結果の原因はどのように分析されていますか。
教育支援課長	授業を通じて何かできるようになったという達成感を感じる機会が少ないことが原因の一つとして考えられます。 体育の授業改善に向けて、小中学校の体育教員が連携し研究を深める必要があると考えております。
大矢委員	何故体育の授業が楽しくないのか、児童自身に率直な理由を尋ねてみるのも一つの方法だと思いますので、よろしくお願いいたします。
坂井委員	平日に学校から帰宅してから体を動かす遊びをするための時間

を確保することは物理的に難しいと思います。

また、体育が苦手な児童が何もできずに授業が終わってしまった
り、運動会前に体育の授業が増えることが負担になっていると思
います。

さらに難しいことではなく、鬼ごっこなどみんなで遊ぶなかで自
然に体を動かすような時間が増えるといいと思います。

体育・算数・音楽など複数教科を組み合わせた授業をすることで、
苦手な教科が好きになったという例も聞いたことがありますので、
検討いただきたいと思います。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。

ご質問等が無いようですので、議案第16号「令和4年度全国体
力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表を定める件」について
原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

異議なしとのことですので、議案第16号「令和4年度全国体
力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表を定める件」について
は承認いたします。

続きまして、報告事項（1）事業実施に伴う後援名義の使用承認
について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

〔事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明〕

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

それでは特にございませんので、次に進みます。

報告事項（2）摂津市立小中学校通学区域等審議会からの答申につ
いて教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

〔摂津市立小中学校通学区域等審議会からの答申について説明〕

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合について、審議会全委員の意見

	が一致して良かったと思います。しかしながら、意見交換会では、参加者が少なく、地域の思いがこの答申に反映できているのか、もしくは地域に関心がないのか、少し残念に思いました。
教育長	8カ月に及ぶ審議のうえ今回の答申を頂戴しました。先ほど説明がありましたとおり、答申をふまえた今後の方向性について、改めて事務局からご提案いたしますので、その際はご審議のほどよろしくお願いいたします。 他にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。報告事項（3）令和4年度2月までの問題行動等報告について、学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課参事 （教育指導担当）	[令和4年度2月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 看板を生徒が振り回したとの報告がありましたが、喧嘩などの理由があるのでしょうか。
学校教育課参事 （教育指導担当）	学校からは、いたずらやふざけた行動として振り回したと聞いております。
藤村委員	今回の報告は、いたずらした本人から報告があったのか、第三者による報告なのかどちらでしょうか。
学校教育課参事 （教育指導担当）	学校の外部で目撃された方から連絡があり、事案が判明したものでございます。
教育長	文部科学省が定めるいじめ防止対策推進法では、例えば、児童Aと児童Bが喧嘩し、両者とも嫌な思いを感じた場合には、いじめが2件あったとみなす数え方となっています。今回のように、数字上のいじめ件数が81件であっても、実際に嫌な思いをした児童が81人という意味でいじめが何件だったのかまではわからないため、来年度以降整理が必要かと思います。

他にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

それでは特にございませんので、次に進みます。

報告事項（５）各課事業日程報告について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

報告事項（４）「令和４年度２月までの問題行動等報告具体的事案及び追跡報告」について、学校教育課から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。